

佐賀県道路占用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月18日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第11号

佐賀県道路占用規則の一部を改正する規則

佐賀県道路占用規則（昭和28年佐賀県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(占用許可等の申請)</p> <p>第2条 略</p> <p><u>2 前項の場合において、占用の許可を受けようとする者が県内に住所を有しないときは、県内に住所を有し、かつ、占用者に代って占用料を納入する代理人を選定し、連署の上、知事に申請しなければならない。</u></p> <p><u>3 略</u></p> <p>(占用者の義務等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 会社合併の場合で、合併後存続する会社又は合併により成立した会社が、合併により消滅した会社の有する権利を承継したときは、合併後1月以内に、<u>登記簿抄本</u>を添えて知事に届け出なければならない。</p> <p>5 略</p> <p><u>6 占用の許可を受けた者は、許可期間中、その場所又は占用物件に、許可年月日、指令番号、目的、期間及び住所氏名を表示する標札をかかげなければならない。ただし、占用物件を地下に設ける場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>7・8 略</u></p>	<p>(占用許可等の申請)</p> <p>第2条 略</p> <p><u>2 略</u></p> <p>(占用者の義務等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 会社合併の場合で、合併後存続する会社又は合併により成立した会社が、合併により消滅した会社の有する権利を承継したときは、合併後1月以内に、<u>登記事項証明書</u>を添えて知事に届け出なければならない。</p> <p>5 略</p> <p><u>6・7 略</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。